

国民年金保険料が クレジットカードでお支払いいただけます！

～平成20年2月から受付を開始しました～

1. 国民年金保険料のクレジットカード支払いについて

クレジットカード支払いは、事前に申込用紙をご提出いただき、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

2. お取扱い開始時期について

お取扱い開始 平成20年3月分保険料から

3. お支払い方法

毎月支払い 毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありません。

1年分支払い（前納） 4月分から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立て替え
割引額は現金で1年分を前納いただく場合と同様です。

半年分支払い（前納） 4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立て替え
割引額は現金で半年分を前納いただく場合と同様です。

4. 対象となる保険料等

お支払いいただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」となります。（保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。）

クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。

カード会社へのお支払回数は、1回払いのみとなります。（分割払いやリボ払い等のご利用いただけません。）

5. お申し込み方法

クレジットカード支払いをご希望の場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、栃木社会保険事務所へご提出ください。

申込用紙は、栃木社会保険事務所に備え付けています。郵送もいたしますので、お電話等でご連絡ください。

6. ご利用いただけるクレジットカード

以下のマークがあるクレジットカードをご利用いただける予定です。



7. その他

前納（1年又は半年）のお申し込みは、2月末日までです。（平成20年度の1年前納、4月～9月の半年前納については受付終了しました。）期限を過ぎて前納をお申し込みいただいた場合は、次の前納期（4月又は10月）までは、毎月支払いとなる場合がありますので、2か月程度の余裕をもってお申し込みください。お申し込み後、カード会社に確認を行い、ご利用いただけることが確認でき次第、お客様にカード支払い開始の通知をお送りします。

カード会社への確認の結果、ご利用いただけない場合があります。なお、その際はご利用いただけない旨をご連絡するとともに、お申し込み前の支払い方法を継続させていただきます。

問い合わせ先

栃木社会保険事務所 ☎0282-22-6074、6075